

成人年齢 (18歳)

君ならどうする?

「契約」のしくみ

「契約」とは、2人以上の当事者が、「申し込み」の意思表示を、それに対する「承諾」の意思表示をし、それが一致(合意)することにより「成立」する、法的に保護される約束のことで、(法的な権利義務関係が発生する行為)

一度、契約が成立すると、当事者には「権利」と「義務」が発生し、それを果たさなければなりませんので、一方的にやめる(解約)することはできません。

もし、「契約」を守らないでいると、契約相手から「契約」を守るように要求されます。そのまま約束を守らないでいると、最終的に裁判で訴えられる可能性もあります。トラブルを防止するためにも、契約する前に、冷静になって、慎重に検討することが大切です。しかし、だまされたり、脅されたりして契約してしまったり、未成年者が保護者などの同意を得ずに契約した場合には、契約を取り消すことができる場合もあります。



Point

消費者の利益を守る法律

不意打ち性が高い取引については、「クーリング・オフ」や「中途解約」ができるものもあります。(特定商取引法)

また、消費者と事業者との契約では、事業者が問題のある契約手法をとった場合(嘘を言われたり、不安を煽られたり、なかなか返してもらえない等)、消費者が契約を取り消したり、利益を不当に害する契約条項を「無効」とすることが定められています。(消費者契約法)インターネットを介する場合、事業者は「確認画面」(申し込んだ内容の確認や訂正ができる画面)を表示することが義務付けられているので、消費者は操作ミスや勘違いで入力した内容を確認し、訂正することができます。(電子消費者契約法)



Point

2022年 4月1日から【18歳】が成年

2022年4月1日から、18歳が成年年齢になります。

自由に契約ができる反面、不本意な契約をしてしまっても、「未成年者取り消し」ができなくなり、簡単には解約できません。これまでも20歳の成年年齢になるといろいろな勧誘があり、消費者トラブルが増加する傾向にありました。18歳で成年になることにより、20歳よりも更に社会経験が乏しい18歳や19歳の消費者トラブルが増加することが危惧されています。本当に必要な契約なのか、内容を十分に理解しているのか、支払いはできるか等を十分に検討しましょう。困った時には、居住地にある消費生活相談窓口や全国共通「消費者ホットライン 188」で相談しましょう。



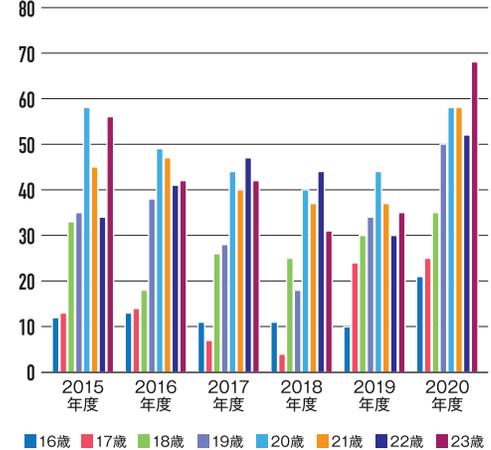
若者の商品・サービス別上位相談件数(2020)

| 男 性 | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 15~19歳 | 20~24歳 | 25~29歳 |
| 1 他の健康食品 | 1 賃貸アパート | 1 賃貸アパート |
| 2 他のデジタルコンテンツ | 2 商品一般※1 | 2 他のデジタルコンテンツ |
| 2 オンラインゲーム | 2 デジタルコンテンツ | 3 商品一般 |
| 4 脱毛剤 | 4 出会い系サイト | 3 フリーローン・サラ金 |
| 5 出会い系サイト | 5 ギャンブル情報サイト | 5 普通小型自動車 |
| 6 モデルガン | 6 フリーローン・サラ金 | 5 携帯電話サービス |
| 6 タバコ | 6 アダルト情報サイト | 5 モバイルデータ通信 |
| 6 デジタルコンテンツ | 6 オンラインゲーム | 5 光ファイバー |
| 7 紳士・婦人洋服 | 6 他のデジタルコンテンツ | 9 他の健康食品 |
| 7 財布類 | 10 他の健康食品 | 9 出会い系サイト |

| 女 性 | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 15~19歳 | 20~24歳 | 25~29歳 |
| 1 他の健康食品 | 1 他のデジタルコンテンツ | 1 賃貸アパート |
| 2 他のデジタルコンテンツ | 2 他の健康食品 | 2 他の健康食品 |
| 3 脱毛剤 | 3 賃貸アパート | 3 他のデジタルコンテンツ |
| 3 賃貸アパート | 3 出会い系サイト | 4 出会い系サイト |
| 3 映画配信サービス | 5 脱毛エステ | 5 商品一般 |
| 6 商品一般 | 6 紳士・婦人洋服 | 6 紳士・婦人洋服 |
| 6 化粧クリーム | 6 デジタルコンテンツ | 6 携帯電話サービス |
| 6 教養娯楽品その他 | 8 商品一般 | 6 モバイルデータ通信 |
| 6 モバイルデータ通信 | 9 他の内職・副業 | 6 結婚式 |
| 10 財布類 | 10 酵素食品 | 10 健康食品 |

※1「商品一般」とは、商品が特定できないもの(架空請求等)

年齢別相談件数の推移



年齢別販売購入形態(上位)

| | 18歳 | 19歳 | 20~22歳 |
|---|--------------|--------------|--------------|
| 1 | 通信販売 | 通信販売 | 通信販売 |
| 2 | 訪問販売 | 店舗購入 | その他 |
| 3 | その他 | その他 | 店舗購入 |
| 4 | 店舗購入 | マルチ・マルチまがい取引 | マルチ・マルチまがい取引 |
| 5 | マルチ・マルチまがい取引 | 訪問販売 | 訪問販売 |
| 6 | | ネガティブ・オプション | 電話勧誘販売 |
| 7 | | | 訪問購入 |

このチラシは、金融広報中央委員会の助成を受けて北海道が作成しました。

若年の トラブル事例

若年者が一番利用している「通信販売」は、クーリング・オフがありませんので、契約は十分に注意することが必要です。特に、SNS上で頻繁にあがる広告をみたり、メッセージをやりとりして「親しくなった信用できる人」と思い込んでしまった相手から商品やサービスの勧誘を受ける等、最近はSNSを介してのトラブルが急増しています。中には、犯罪に加担するようなものを簡単なバイトとして募集しているケースもあります。金額にかかわらず、自分一人で決めずに、必ず相談するという習慣を身につけましょう。

事例01 定期購入

スマホから、初回500円の広告を見て、ダイエットサプリと除毛クリームをそれぞれ注文し、合計1,000円を支払った。その後、同じ商品が届いたので、「2回目は頼んでいない、返品したい」と伝えたところ、「回数縛りがある定期購入なので返品はできない」と言われた。商品の広告をよく確認すると、除毛クリームは2回目以降は約6

千円で5回購入が条件、サプリメントは2回目以降は約5千円で4回購入が条件、2つ合わせると総額約4万円にもなる。高校生なので支払えないし、2回目が届くまで定期購入だとはわからなかった。解約したい。(10代 男性)



対策・アドバイス

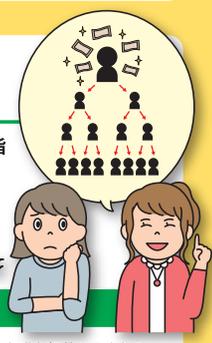
! 複数回購入することが条件となっており、初回は非常に安価だが、2回目以降は通常価格に戻る等、初回と比較すると高額になり、決められた回数を購入しないと解約もできないという販売方法を「定期購入」といい相談件数が急増しています。広告で、注文受付終了までの残り時間の表示や購入可能な人数のカウント、初回の非常に安価な金額が繰り返されるなど、冷静な判断が難しくなるような心理状態で注文することも多く、トラブルにつながります。定期購入であることや返品特約等をよく確認せずに契約し、商品が連続して届いて、はじめて定期購

入だったことを知り、解約・返品したいというものです。定期購入の場合は必要な購入回数や、支払の総額等の表示を求められています。しかし、字が極端に小さい、薄くて読みにくい等わかりにくいものも少なくありません。解約しようにも事業者と連絡がつかないまま、次回以降の商品が届いてしまうこともあります。通信販売はクーリング・オフができません。広告だけでなく、公式サイトで特商法上必要な事業者情報の記載を確認するとともに、利用規約や返品特約などを十分に確認し、購入すべきか、支払いできるかを冷

事例02 投資などのマルチ商法に注意! (連鎖販売取引)

ネットのブログで儲かる情報を発信していた人と知り合い、直接会って話を聞いた。仮想通貨を購入し、外国にある鉱山で利益を得ている事業者に出資すると、出資者に利益は分配されて、途中でやめても、ほぼ返金されると説明され興味を持った。指導者だという人からも、この事業で利益を得ているという話を聞き、人を紹介すれば、マージンも得られるという。

資金がないと言うと、「消費者金融で借りればよい」と、借り方も指示され、1日で複数社から約80万円借りて手続きをした。最初は少し出ていた利益も徐々に減り、支払われなくなった。返金を求めたが業績悪化を理由に先延ばしされ、返金されない。消費者金融への支払いもできない。(20代 男性)



対策・アドバイス

! 商品やサービスの契約を自ら販売員となって、勧誘し、勧誘された人が新たに契約して、販売員となり、次の人を勧誘していくというように、連鎖的に組織を拡大していく販売形態を連鎖販売取引といいます。いわゆるマルチ商法と呼ばれているものです。最近では、「簡単に儲かる投資情報」として、若年者に契約させる事例が増加しています。「支払いができない」と断っても、すぐにお金が入り返済できるからと消費者金融からお金を借りよう強要される

ケースも多く、最終的には、買った情報だけでは儲けることができず、勧誘しても誰も契約してもらえず、人間関係は壊れ消費者金融への高額な返済だけが残るといったこととなります。「簡単に儲かる」「確実に稼げる」等の断定的な判断はできるものではありません。そのような言葉で勧誘されても、勧誘相手がたとえ信用している人であったとしても、金銭が絡む契約をする前には、冷静になって消費生活センターなどに相談をしましょう。

事例03 賃貸アパートの高額な原状回復費用

築10年以上の賃貸アパートから引っ越すことになり、管理会社との立ち会い確認で、フローリングの一部の汚れを指摘され、修理代として約12万円かかると言われた。後日、修理代の具体的な請求書が届き、フローリングなどの張り替えで約22

万円となっていた。フローリングは一部張り替えはできないので、全部交換と言われたが、全額請求されるのは納得できない。(20代 男性)



対策・アドバイス

! 国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、退去する際の、借主の原状回復費用は、借主の故意や過失、通常の使用方法を超える使い方によって発生した損耗や毀損についてのみとなっています。しかし、借主がつけたものではない傷の補修や次の入居者を確保するためのグレードアップ費用までも請求される等のトラブルが寄せられています。

退去時のトラブルを防ぐためにも、入居に際し、契約書や重要事項説明書に入居時や退去時にかかる費用など重要なことが書かれていますので、内容をよく確認することが大事です。また、入居や退去の際は、借主と貸主双方が立ち会い、物件の状況を確認し、チェックリストを作成し写真を撮っておくなど証拠となるものを残しておきましょう。

もしも、被害に遭ってしまったら... 未成年者の契約は取り消せます

未成年者の契約は親権者の同意が必要です。親権者の同意がなかった契約は取り消すことができます。取り消すと契約は初めからなかったものとみなされます。ただし、右のような場合は未成年者の契約であっても取り消せないことがあります。

- ①親権者が使用を許可したお金で契約した場合(お小遣いなど)
- ②自分は成年であると積極的に相手をだまして契約した場合
- ③結婚後に契約した場合(婚姻した場合は成年とみなされる)
- ④契約当時は未成年であったが成年となってから代金を支払った契約(法定追認)
- ⑤親権者が代金を支払った契約の場合(法定追認) など。

困ったときは、ひとりで悩まず相談しましょう!

北海道立消費生活センター 受付時間 平日/午前9時~午後4時30分

相談専用電話 ☎050-7505-0999

消費者ホットライン ☎188 「いやや!」泣き寝入り

全国共通の電話番号「消費者ホットライン」では、お住まいの市町村など、お近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道立消費生活センター 検索 <http://www.do-syouhi-c.jp>

2021年3月作成



北海道消費者教育PRキャラクター「かしこしか」